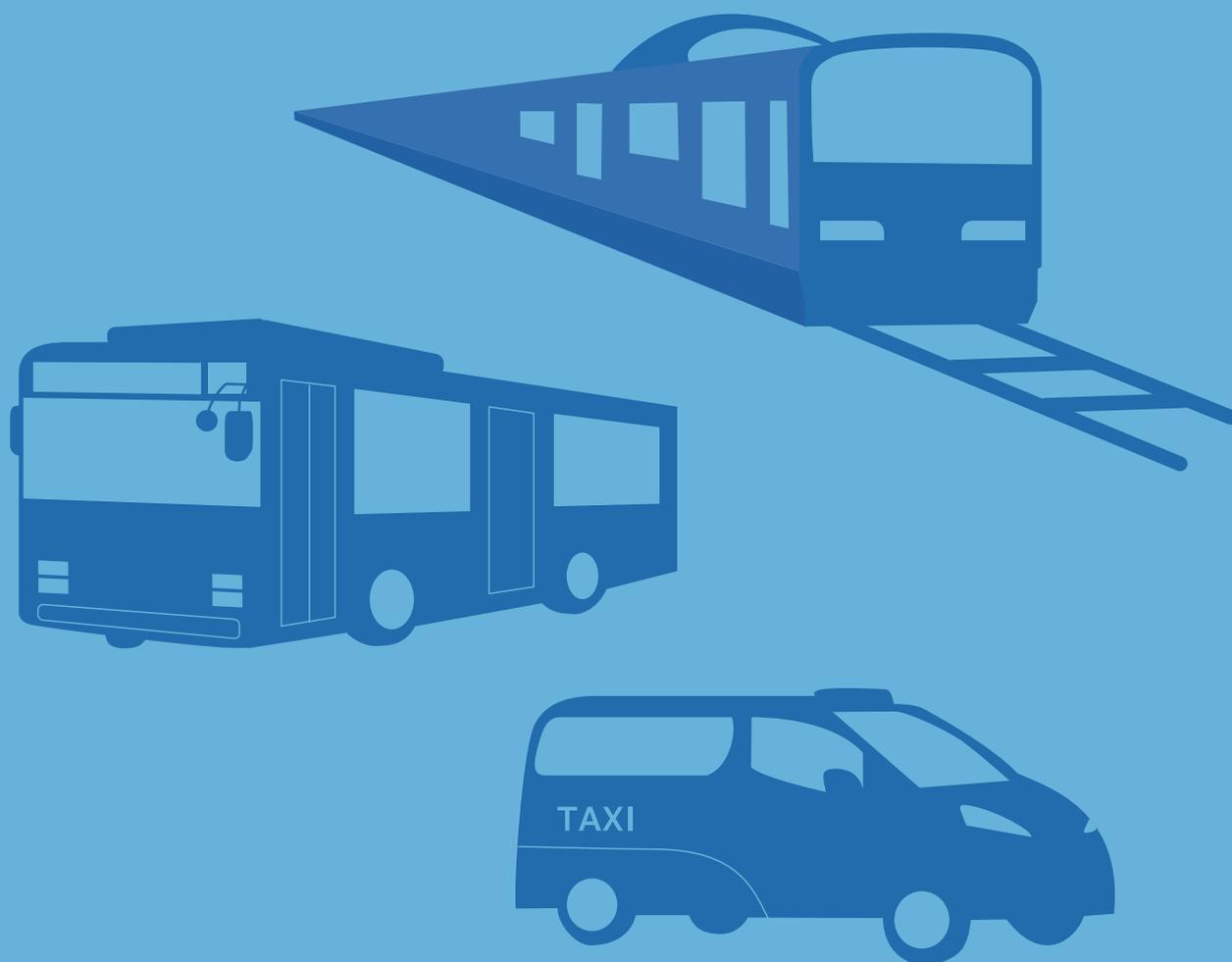


# バリアフリー 整備ガイドライン

車両等編

平成25年10月



## **第4部**

### **個別の車両等に関するガイドライン**

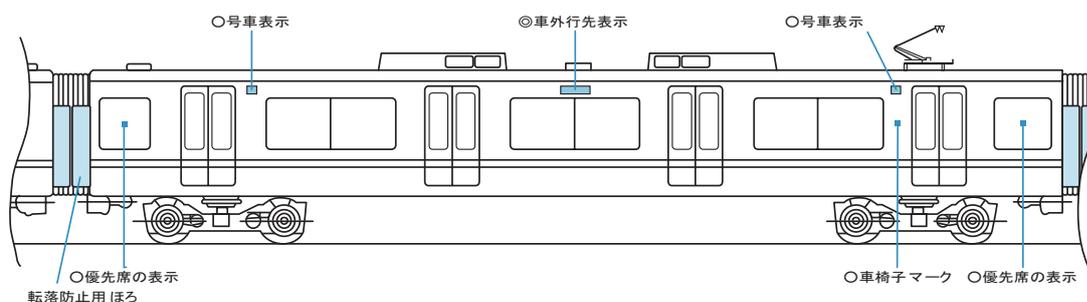
## 1. 1 通勤型（短距離）鉄道・地下鉄

### 【通勤型（短距離）鉄道・地下鉄車両の例】

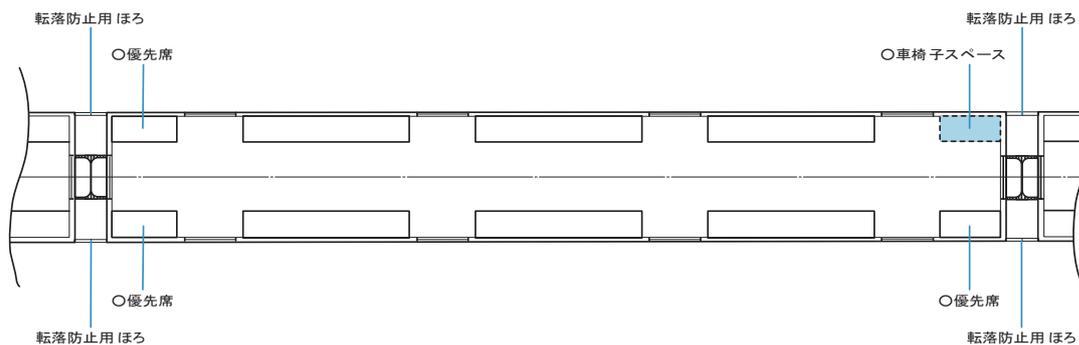
座席／ロングシートタイプ・セミクロスシートタイプ

乗降口／両引自動ドア 6～8カ所／両（片側3～4カ所）

#### 参考 4-1-1：通勤型鉄道の姿図

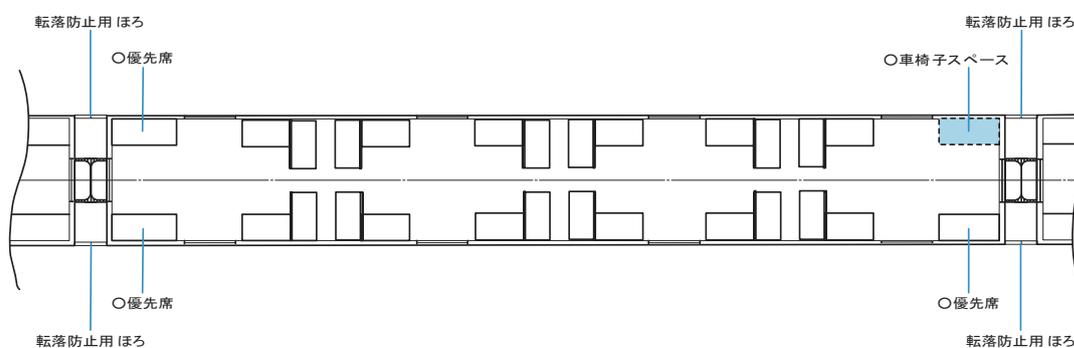


#### ・ロングシートタイプの例



※優先席、車椅子スペースを車両端部に設置した例。

#### ・セミクロスシートタイプの例



※優先席、車椅子スペースを車両端部に設置した例。

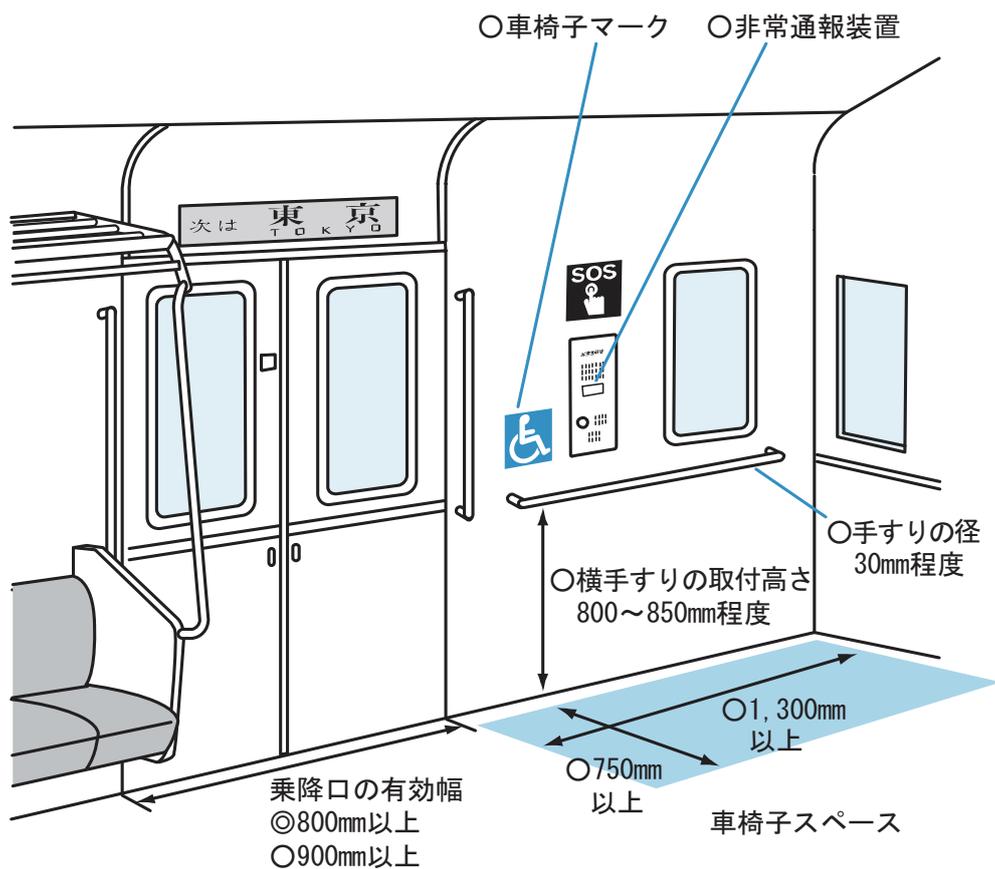
⑤車椅子スペース	
移動等円滑化基準	
(客室)	
第32条 客室には、次に掲げる基準に適合する車いすスペースを一列車ごとに一以上設けなければならない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	
一 車いす使用者が円滑に利用するために十分な広さが確保されていること。	
二 車いす使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。	
三 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	
四 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。	
五 車いすスペースである旨が表示されていること。	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容	
車椅子スペースの設置数	・客室には1列車に少なくとも1以上の車椅子スペースを設ける。
車椅子スペースの広さ	・車椅子スペースは、車椅子使用者が円滑に利用するために十分な広さを確保する。
車椅子スペースの表示	・車椅子スペースであることが容易に識別しやすく、かつ、一般の乗客の協力が得られやすいように、車椅子用スペースであることを示す車椅子マークを車内に掲出する。
手すり	・車椅子スペースには、車椅子使用者が握りやすい位置に手すりを設置する。
床面の仕上げ	・車椅子スペースの床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
○：標準的な整備内容	
車椅子スペースの設置数・形態	・車両編成が長い場合には、1列車に2以上の車椅子スペースを設ける。 ・車椅子スペースは、利用形態を限定せず、ベビーカー使用者等の多様な利用者に配慮したものとする。
車椅子スペースの設置位置	・車椅子スペースは、車椅子スペースへの移動が容易で、乗降の際の移動距離が短くて済むように、乗降口から近い位置に設置する。
車椅子スペースの広さ	・車椅子スペースは1,300mm以上×750mm以上を確保し、極力車椅子使用者が進行方向を向けるよう配慮する。
手すり	・車椅子スペースには、車椅子使用者が握りやすい位置（高さ800～850mm程度）に横手すりを設置する。 ・上記手すりの径は30mm程度とする。
非常通報装置	・車椅子スペース付近には、非常通報装置を設置する。
車椅子スペースの表示	・車椅子スペースであることが容易に識別しやすく、かつ、一般の乗客の協力が得られやすいように、車椅子用スペースであることを示す車椅子マークを車内に加え車外にも掲出する。

◇：望ましい整備内容

<p>車椅子スペースの設置数・形態</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各路線の利用実態を踏まえ、車椅子使用者、ベビーカー使用者の利用が多い場合には、車椅子スペース及びベビーカーが利用可能なスペースを増設することが望ましい。</li> <li>相互直通運転を実施する場合には、事業者間で車椅子スペースの位置を統一することが望ましい。</li> <li>車椅子スペースは、車椅子使用者、ベビーカー使用者等の円滑な乗車に配慮し、2以上の車椅子が乗車可能であることが望ましい。</li> <li>車椅子スペースには、車外を確認できるよう窓を設けることが望ましい。</li> </ul>
<p>車椅子スペースの広さ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子スペースの広さは、1,400mm 以上×800mm 以上とすることが望ましい。この場合、車椅子が転回できるよう、前述車椅子スペースを含め、1,500mm 以上×1,500mm 以上の広さを確保することが望ましい。</li> </ul>
<p>手すり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子スペースには、車椅子使用者、低身長者、ベビーカー使用者等の利用に配慮し、2段手すりを設置することが望ましい。</li> </ul>

姿図・寸法

参考 4-1-20：車椅子スペースの設置例



## 参考例

### 参考 4-1-21：利用実態を踏まえ車椅子スペースを増設した事例

・福岡市交通局

《配置図》

福岡市車両(1・2号線 2000系車両の例)

(凡例)

車：車椅子スペース



←姪浜方

福岡空港方→



- ・その他車椅子スペースを1両ごとに1カ所設置している列車の運行がある事業者
  - －大阪市交通局、－近畿日本鉄道、－南海電気鉄道、－阪神電気鉄道、－京都市交通局、
  - －阪急電鉄 等

## 参考例

### 参考 4-1-22：車椅子スペースの形態・表示事例

・広島電鉄

- －車椅子使用者に加えベビーカー使用者も利用可能。
- －車椅子スペースの表示についても、車椅子だけでなくベビーカー使用者も利用可能であることを分かりやすく表示。
- －車椅子スペースの横に一般座席があり、介助者は近くに着席が可能。



## 参考例

### 参考 4-1-23 : 車椅子スペースへの 2 段手すりの設置事例



- ・当該事例では、2 段手すりの芯の部分の高さが、上段 950mm（ベビーカー固定や立位客の保持に適する高さ）、下段 715mm（車椅子使用者の保持および車椅子介助者・ベビーカーを使用している保護者・立位客の腰置きなどに適する高さ）となっている。

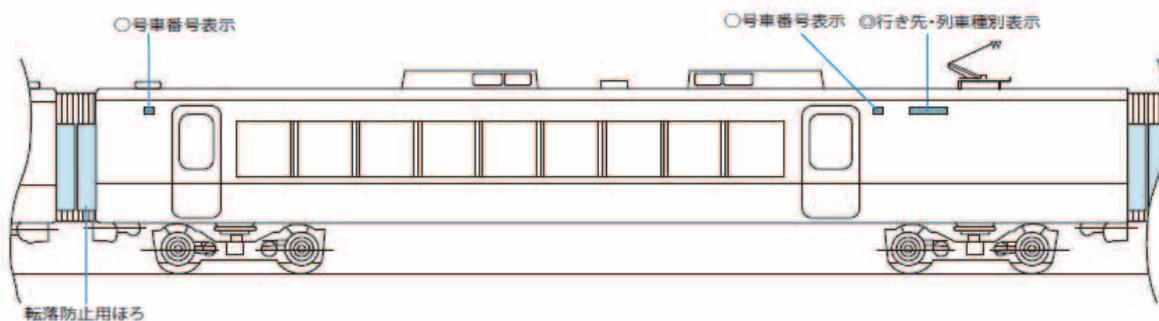
## 1. 2 都市間鉄道

### 【都市間鉄道車両の例】

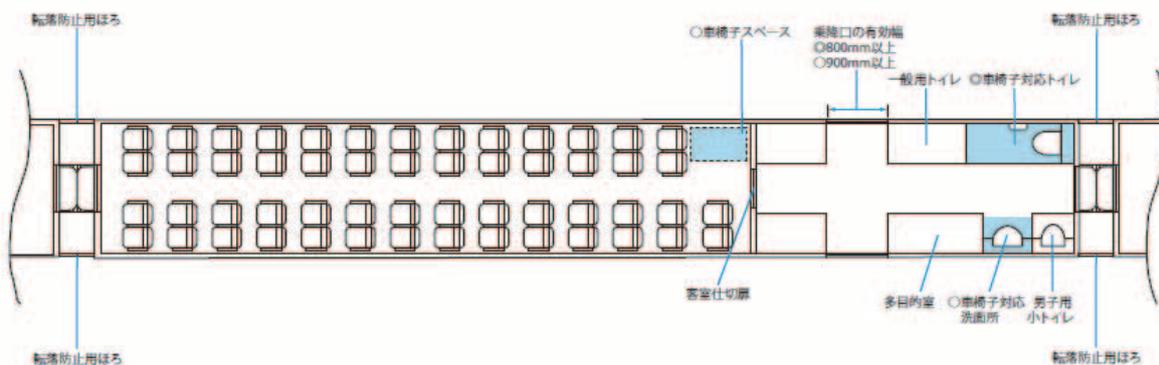
座席／クロスシートタイプ

乗降口／片引自動ドア 片側 1～2カ所／両

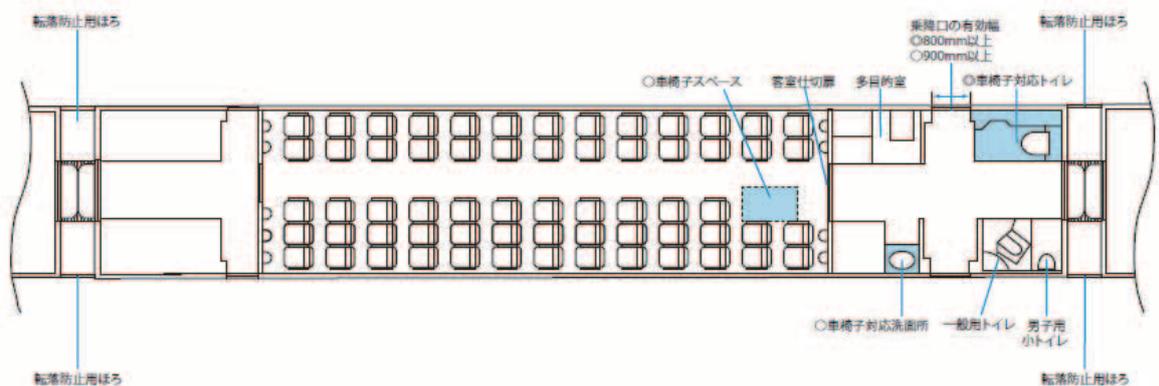
参考 4-1-34：都市間鉄道の姿図



・ JR 在来線、民鉄の例



・ 新幹線の例



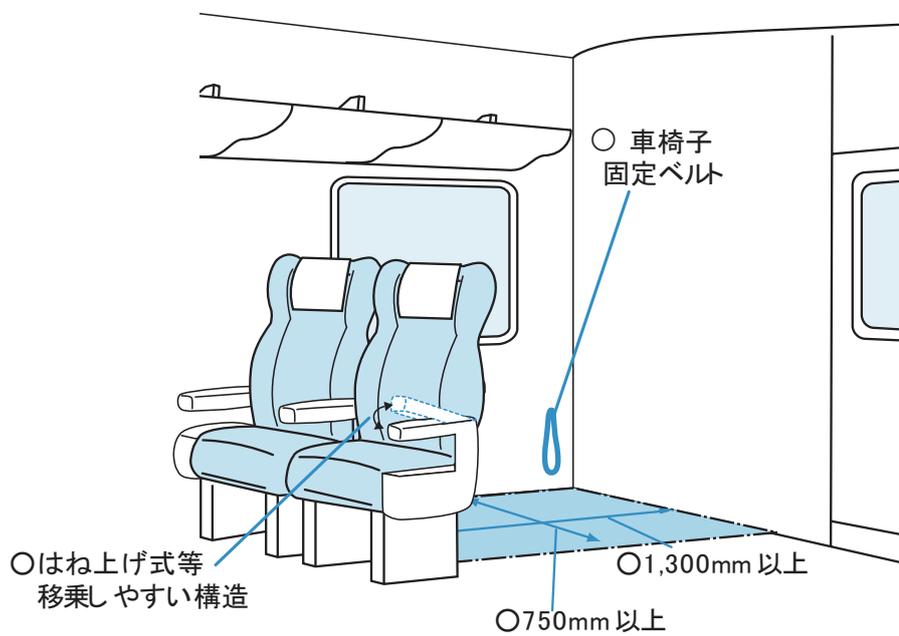
③車椅子スペースと座席	
移動等円滑化基準	
(客室)	
第32条 客室には、次に掲げる基準に適合する車いすスペースを一列車ごとに一以上設けなければならない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	
一 車いす使用者が円滑に利用するために十分な広さが確保されていること。	
二 車いす使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。	
三 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	
四 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。	
五 車いすスペースである旨が表示されていること。	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容	
車椅子スペースの設置数	・客室には1列車に1以上の車椅子スペースを設ける。
車椅子スペースの広さ	・車椅子スペースは、車椅子使用者が円滑に利用するために十分な広さを確保する。
車椅子スペースの表示	・車椅子スペースであることが容易に識別しやすく、かつ、一般の乗客の協力が得られやすいように、車椅子用スペースであることを示す車椅子マークを車内に掲出する。
車椅子スペースの手すり	・車椅子スペースには、車椅子使用者が握りやすい位置に手すりを設置する。
床面の仕上げ	・車椅子スペースの床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
○：標準的な整備内容	
車椅子スペースの設置数	・車両編成が長い場合には、1列車に2以上の車椅子スペース（多目的室が利用できる場合も含む）を設ける。
車椅子スペースの設置位置	・車椅子スペースは、 ① 乗降の際の移動距離を短くする。 ② 都市間鉄道のクロスシートでは、車椅子使用者が円滑に通行するための十分な車内通路幅の確保が困難な場合も多いことから、客室仕切扉から入ってすぐの座席の脇にスペースを設けること(参考例参照)。 ・車椅子使用者の数、車椅子の大きさ等から車椅子に乗車したまま客室内にとどまるスペースが不足する場合は、円滑に利用できるように車椅子スペース近くに多目的室等を設置する。
車椅子スペースの広さ	・1,300mm 以上×750mm 以上とする（標準型車椅子の最大寸法に一定の余裕幅を考慮）。 ・車椅子スペースは、車内の通行に支障がない形態で確保する。
移乗する座席	・都市間鉄道は長時間の乗車となる場合が多いので、車椅子スペースの近くに、移乗がしやすいようにスペース側のひじ掛けがはね上がる座席または回転シートを用意する。

固定装置	・ 移乗後、折りたたんだ車椅子を固定するためのバンド、ロープ等を設ける。
車椅子スペースの増設	・ 利用の状況、車両編成に応じ、車椅子スペースの増設について取り組む。
車椅子スペースの表示	・ 車椅子スペースであることが容易に識別しやすく、かつ、一般の乗客の協力が得られやすいように、車椅子用スペースであることを示す車椅子マークを車内に加え車外にも掲出する。
<b>◇：望ましい整備内容</b>	
車椅子スペースの設置数・配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各路線の利用実態を踏まえ、車椅子利用者等の利用が多い場合には、車椅子スペースを増設することが望ましい。</li> <li>・ 車椅子スペースを設ける際には、列車の編成両数や利用状況を勘案し、座席種別(例えば、指定席・自由席等)の配分にも考慮することが望ましい。</li> </ul>
車椅子スペースの広さ	・ 車椅子スペースの広さは、1,400mm 以上×800mm 以上とすることが望ましい。この場合、車椅子が転回できるよう、前述車椅子スペースを含め、1,500mm 以上×1,500mm 以上の広さを確保することが望ましい。

参考例

参考 4-1-39 : 車椅子スペースの例

・横2座席分の例



(南海ラピートの例)

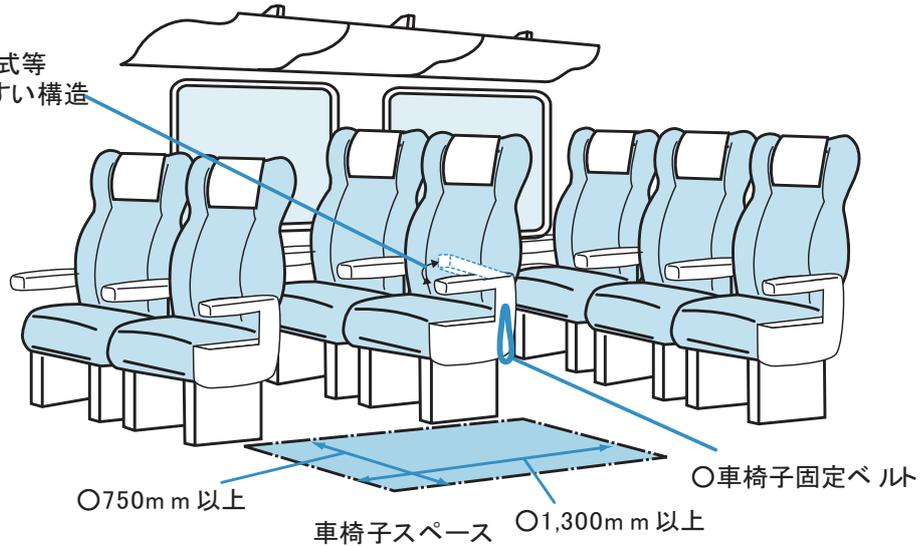


(京成スカイライナーの例)



・縦2座席分の例

○はね上げ式等  
移乗しやすい構造

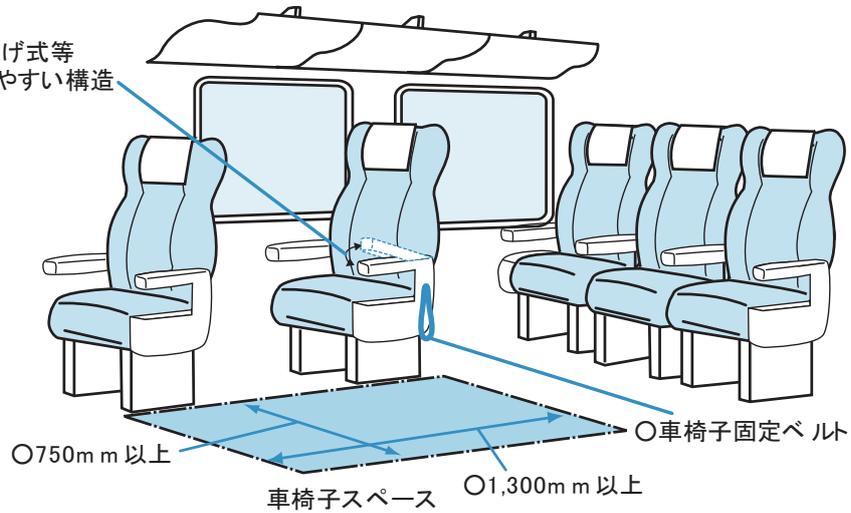


(N700系新幹線の例)



・縦2座席分×横2座席分の例

○はね上げ式等  
移乗しやすい構造



(台湾新幹線の例)



※自動扉センサーへ干渉しないよう配慮が必要。

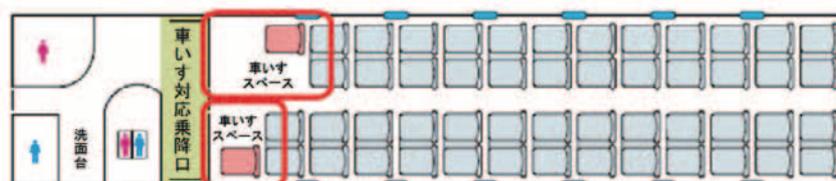
※JIS規格内の幅の車椅子で乗車している場合、通路の通行に支障がなく、車内販売のワゴンが通行できるよう配慮が必要。

## 参考例

### 参考 4-1-40：車椅子スペースの工夫

下記のような使い方が想定される。

- －車椅子から一般座席への移乗対応のために横1席のみ設置するケース。
- －移乗しない場合のために車椅子のまま利用できるスペースを確保したケース。
- －車椅子使用者と一般利用者の同乗に対応したケース。



### (コラム 5) 多目的室

- ・都市間鉄道において様々な利用形態を想定して多目的室を設置している事例がある。
- ・利用形態としては、予約して使用するケースと、座席を別途確保している乗客が一時的に利用するケースが存在する。また、プライバシーを確保するケースとオープンなケースがある。
- ・利用者としては、通常の座席の使用が難しい乗客、気分が悪くなった乗客、急病人、けが人、介助が必要な乗客、乳幼児連れの乗客（授乳等を行いたい乗客）等が想定される。
- ・多目的室の設置にあたっては、車椅子使用者が利用することも想定し、車椅子でのアクセスが可能な仕様が求められる。